

nanaco ギフトご利用約款

第1条（目的）

本約款は、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）から許諾を受けた者が発行する nanaco ギフトを利用するにあたって遵守いただく内容について定めるものであり、当社とプレゼンターおよび利用者は、nanaco ギフトを利用することに係る当社とプレゼンターおよび利用者との契約（以下「本契約」といいます。）について、本約款が本契約の内容となることに合意します。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する次の各用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- （1） nanaco 電子マネーとは、当社が発行し、nanaco カード等に記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- （2） nanaco 電子マネーサービスとは、会員が nanaco 加盟店に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の代金の全部または一部の支払として、当社所定の方法により nanaco カード等にチャージされた nanaco 電子マネーを利用することで、nanaco 加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- （3） nanaco カード等とは、会員が nanaco 電子マネーを管理および利用するための、ICチップが内蔵され、nanaco カード等発行者所定の規約に記載されている nanaco マークの付されたカード、携帯電話等の記録媒体をいいます。
- （4） nanaco カード等発行者とは、当社または当社が認めた nanaco カード等を発行する権限のある者をいいます。
- （5） 会員とは、nanaco カード等発行者所定の規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申し込まれた方で、nanaco カード等発行者が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。
- （6） 利用者とは、nanaco ギフトを取得する方又は取得した方をいいます。
- （7） センター預り残高とは、当社が nanaco 電子マネーの管理センターでお預かりした nanaco 電子マネーの量をいいます。
- （8） nanaco ギフトとは、nanaco ギフト ID 発行者が発行する金銭的価値を証するもので、nanaco ギフト ID が記載または記録されたカードその他の有体物を交付する方法、もしくは電子メールその他の電子的方法等で nanaco ギフト ID を直接送ることにより、プレゼンターから利用者にプレゼントされるものをいい、利用者の選択に従い、次のいずれかの方法により利用できるものをいいます。

- ・ 会員である利用者が登録申込をし、nanaco ギフトを利用して、当社から nanaco

電子マネーの提供を受ける方法。

- ・ 利用者が nanaco ギフト利用店の運営する Web サイトの所定の手続きにより、代金の支払いとして nanaco ギフトを利用することにより、nanaco ギフト利用店から商品等の購入または提供を受ける方法。

- (9) nanaco ギフト残高とは、利用者が利用することのできる nanaco ギフトの量をいいます。
- (10) nanaco ギフト専用 Web サイトとは、利用者が、nanaco ギフトの利用方法および nanaco ギフト残高の確認、nanaco ギフトの利用、その他当社または nanaco ギフト ID 発行者に対する問い合わせを行うことができる、当社ホームページにおいて設定された、nanaco ギフト専用の Web サイトをいいます。
- (11) nanaco ギフト利用店とは、利用者が nanaco ギフトを利用することにより商品等の購入または提供を受けることができる機能をもつ Web サイトを運営する者で、nanaco ギフト ID 発行者の承認を受けている者をいいます。
- (12) nanaco ギフト ID とは、nanaco ギフトを利用する権限を示す ID をいいます。
- (13) nanaco ギフト ID 発行者とは、当社が認めた nanaco ギフト ID を発行する権限のある者をいいます。なお、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・カードソリューションに対して nanaco ギフト ID を発行する権限を許諾しております。
- (14) プレゼンターとは、利用者に nanaco ギフトを受けさせることを意図し、nanaco ギフト ID 発行者より nanaco ギフト ID の発行を受け、これを利用者にプレゼントする者をいいます。
- (15) 本システムとは、当社、nanaco ギフト ID 発行者または当社もしくは nanaco ギフト ID 発行者の委託先が運営する、nanaco ギフト ID の発行および nanaco ギフトの作成のためのシステム、利用者が nanaco ギフト ID を利用するためのサイトに関するシステム、nanaco ギフト残高、有効期限等 nanaco ギフト ID に係る情報を管理、提供するためのシステムその他 nanaco ギフトに係るサービスを利用者に提供のために必要となる一切のシステムを総称していいます。

第3条 (nanaco ギフト ID の発行)

1. nanaco ギフト ID は、nanaco ギフト ID 発行者が発行し、nanaco ギフトとして利用者に交付または販売されます。
2. nanaco ギフト ID の有効期限は、発行日から5年以下に設定されており、nanaco ギフト ID と共になされる表示または nanaco ギフト専用 Web サイトにて確認することができます。なお、発行日は、nanaco ギフト ID が発行された日となります。
3. nanaco ギフト ID は、有効期限までに第4条に定める nanaco ギフトへの登録申込および第5条に定める nanaco ギフト利用店での利用がない場合には、失効するも

のとし、nanaco ギフト ID が失効した場合には当該 nanaco ギフト ID により利用する権限を示されていた nanaco ギフトも失効するものとします。

第4条 (nanaco ギフトにより nanaco 電子マネーの提供を受けるための登録)

1. nanaco ギフト ID を受け取った会員は、nanaco ギフトを利用して nanaco 電子マネーの提供を受けようとする場合には、本約款に同意の上、nanaco ギフト専用 Web サイトにアクセスし、本システムにおける当社所定の方法で nanaco ギフト ID、nanaco カード等の会員番号、その他当社が定める事項を入力・送信することにより、登録申込（以下「登録申込」といいます。）を行うものとします。なお、この場合、当該 nanaco ギフト ID により利用する権限の示された nanaco ギフトの残高の全部について、nanaco 電子マネーの提供を受けるために利用するものとし、当該 nanaco ギフトの残高の一部のみを nanaco 電子マネーの提供を受けるために利用することはできません。
2. 前項の登録申込は、取り消すことはできないものとし、誤入力等がなされた場合でも、これにより生じた不利益に関し、当社および nanaco ギフト ID 発行者は責任を負わないものとします。
3. 会員は、第1項の登録申込をするために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる機器、インターネット接続サービスへの加入、その他必要な準備、設置、接続、設定等を自己の費用と責任で行うものとします。
4. 第1項に定める登録申込がなされた場合、当社は当該 nanaco ギフト ID を取得した会員に対して付与すべき量の nanaco 電子マネーを、登録申込において送信された会員番号の会員に対して、そのセンター預り残高を加算する方法により、付与するものとします。なお、第1項に定める登録申込がなされてから、当社によるセンター預り残高の加算が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。
5. 利用者は、すでに登録申込が完了した nanaco ギフト ID を再び利用することはできません。
6. nanaco ギフト ID を受け取った会員は、nanaco ギフトを利用して nanaco 電子マネーの提供を受けるにあたっては、一日あたりの当社所定の利用上限額の範囲においてのみこれを行うことができるものとします。
7. nanaco ギフト ID、会員番号、その他登録申込された情報が適正なものでないと当社が判断した場合には、nanaco 電子マネーの提供はしません。会員は、nanaco カード等発行者所定の規約に従い、第4項により付与された nanaco 電子マネーを利用するものとします。

第5条 (nanaco ギフトの nanaco ギフト利用店での利用)

1. nanaco ギフト ID を受け取った利用者は、本約款に同意の上、nanaco ギフト利用店の運営する Web サイトにアクセスし、当社、nanaco ギフト ID 発行者および nanaco

ギフト利用店所定の方法で nanaco ギフト ID、その他当社、nanaco ギフト ID 発行者および nanaco ギフト利用店が定める事項を入力・送信することにより、代金の支払の全部または一部に代えて nanaco ギフトを利用して、nanaco ギフト利用店における商品等の購入または提供を受けることができるものとします。なお、nanaco ギフト利用店は、nanaco ギフト専用 Web サイトにて確認することができます。

2. 前項の nanaco ギフト利用店での nanaco ギフトの利用は、当社の定める所定の方法により nanaco ギフト利用店からの申請があった場合を除き、取り消すことができないものとし、誤入力となされた場合でも、これにより生じた不利益に関し、当社、nanaco ギフト ID 発行者および nanaco ギフト利用店は責任を負わないものとします。
3. 利用者は、第 1 項の nanaco ギフトの nanaco ギフト利用店での利用をするために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる機器、インターネット接続サービスへの加入、その他必要な準備、設置、接続、設定等を自己の費用と責任で行うものとします。
4. 第 1 項に定める nanaco ギフト利用店での nanaco ギフトの利用がされた場合、当該 nanaco ギフト残高より即時に当該取引分の nanaco ギフト量が減算されるものとします。
5. 前項に定める減算後の nanaco ギフト残高がゼロでない場合、当該 nanaco ギフトにかかる nanaco ギフト ID は、本条および第 4 条に定める方法により当該 nanaco ギフト残高の範囲で利用できるものとします。なお、当該 nanaco ギフト残高は、nanaco ギフト専用 Web サイトにアクセスし、本システムにおける当社または nanaco ギフト ID 発行者所定の方法により nanaco ギフト ID を入力することで確認できるものとします。
6. nanaco ギフト ID、その他登録された情報が適切でないものと当社または nanaco ギフト ID 発行者が判断した場合には、nanaco ギフトの利用による nanaco ギフト利用店における商品等の購入または提供を受けることができるサービスは提供しません。
7. 利用者が nanaco ギフトの利用により nanaco ギフト利用店における商品等の購入または提供を受けるにあたっては、1 回あたりの利用上限額があります。なお、当該上限額は、nanaco ギフト利用店毎に異なる場合があります。
8. 利用者は、nanaco ギフト利用店と利用者との間の商品等の売買等に関する取引について、何らかの紛争が生じた場合であっても、nanaco ギフト利用店との間で解決するものとし、当社および nanaco ギフト ID 発行者は一切責任を負いません。

第 6 条 (nanaco ギフト ID)

1. nanaco ギフト ID の換金・払戻・再発行は行いません。
2. nanaco ギフト ID の紛失、盗難等が生じ、プレゼンター、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても当社および nanaco ギフト ID 発行者は責任を負いません。

3. nanaco ギフト ID を第三者に知られ、第三者によって使用される等してプレゼンター、利用者、その他第三者が損害を被った場合においても当社および nanaco ギフト ID 発行者は責任を負いません。
4. nanaco ギフト ID について、詐欺その他の犯罪の用に供されている疑い、第三者による不正な利用が行われている疑いその他の不正な利用の疑いがあるとの警察又は所管官庁から当社が通知を受けた場合には、それによる被害の発生又は拡大の防止のため、一時的に使用が出来なくなる場合もしくは無効になる場合があります。
5. nanaco ギフト ID は、次の各号に掲げる場合には、会員への通知なく無効となり、当該 nanaco ギフト ID により利用する権限を示されていた nanaco ギフトも無効となります。また、これにより生じた不利益に関し、当社および nanaco ギフト ID 発行者は責任を負わないものとします。また、無効となった nanaco ギフト残高の返金をしないものとします。
 - (1) 有効期限が過ぎた場合
 - (2) nanaco ギフト ID が偽造、変造、その他不正に作成されたものであると当社が判断した場合
 - (3) nanaco ギフト ID が第 7 条第 1 項各号に定める禁止行為により取得されたものであると当社が判断した場合

第 7 条（禁止事項）

1. 利用者は、nanaco ギフトの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社、nanaco ギフト ID 発行者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為。
 - (2) 窃盗、詐欺その他犯罪行為。犯罪に結びつく行為についても同様とします。
 - (3) 事実と反する情報を当社、nanaco ギフト ID 発行者または nanaco ギフト利用店に送信する行為。
 - (4) nanaco ギフトまたは nanaco ギフト ID を偽造、変造その他不正に作成または変更する行為。
 - (5) 本システムに不当にアクセスする等、nanaco ギフトの運営を妨げる行為。
 - (6) 他の利用者になりすます行為。
 - (7) 法令または公序良俗に反する行為。
 - (8) 当社、および nanaco ギフト ID 発行者、プレゼンター、他の利用者、その他第三者に不利益を与える行為。
 - (9) nanaco ギフト ID を有償で転売、交換、譲渡する行為。
 - (10) 前各号に掲げる行為を助長する行為。
 - (11) その他当社または nanaco ギフト ID 発行者が不適当と判断する行為。
2. 利用者が前項に定める行為をしたことにより、当社、nanaco ギフト ID 発行者、nanaco

ギフト利用店その他第三者に損害が生じた場合には、当該行為をした者は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

プレゼンターおよび利用者（本条においては、本契約の入会申込をしようとする方を含みます。）は、現在、暴力団等の反社会的勢力（その共生者も含みます。）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

第9条（サービスの中断・終了）

1. 当社または nanaco ギフト ID 発行者は、次のいずれかの場合においては、nanaco ギフトに関するサービスの全部または一部（特定の利用者に係る nanaco ギフトの提供を含みますが、これに限られないものとします。）の提供を中断または終了することができるものとし、利用者は、その中断の期間中、または終了後は nanaco ギフトを利用することができません。当社および nanaco ギフト ID 発行者は、本項に基づく中断および終了により、利用者に生じた損害、損失、費用等について責任を負いません。

- （1） 本システムに故障が生じた場合および本システムの保守管理等のために本システムの全部または一部を休止する場合。
- （2） 法令または官公庁の要請による場合。
- （3） 天災、地変、その他の非常事態が発生した場合。
- （4） 第7条第1項各号に該当する行為が発生した場合。
- （5） その他やむを得ない事由のある場合。

2. 当社または nanaco ギフト ID 発行者は、次のいずれかの場合には、利用者に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、nanaco ギフトに関するサービスを全面的に終了することができるものとします。

- （1） 社会情勢の変化
- （2） 法令の改廃
- （3） その他当社または nanaco ギフト ID 発行者のやむを得ない都合による場合

3. 前項の定めは、プレゼンターが利用者にプレゼントしなかった nanaco ギフト ID について準用します。

第10条（責任の制限）

前条に定める理由およびその他の理由により、利用者が nanaco ギフトを利用することができないことで、当該利用者に生じた不利益または損害について、当社および nanaco ギフト ID 発行者は、その責任を負わないものとします。

第11条（業務委託）

当社は、本約款に基づく自己が行うべき業務について、その全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第12条（約款の変更）

1. 当社は、次のいずれかの場合には、会員との個別の合意がない場合であっても、本規約を変更することができ、変更後の本規約の条項について、会員との合意があったものとみなすものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 本規約の変更にあたっては、当社ホームページに、次に定める事項をあらかじめ周知するものとします。
 - (1) 本規約を変更する旨
 - (2) 変更後の本規約の内容
 - (3) 効力発生時期

第13条（準拠法）

本約款の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

利用者および会員は、本約款またはnanacoギフトに関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

以上

付則 本約款は2013年8月1日より適用いたします。

附則 本約款は2017年7月1日改定し、同日より適用いたします。

附則 本約款は2019年6月14日改定し、同日より適用いたします。

附則 本約款は2020年1月8日改定し、2020年4月1日より適用いたします。